

令和7年度 長崎県障害者巡回歯科診療計画

I 実施地区（巡回歯科診療拠点）一覧

○診療日程等（診療日数48日）

実施月	実施地区		診療拠点	診療予定日	診療開始時間
4月	県南	雲仙市	あけぼの学園	4.11.18.25	(金) 11:00
5月	県央	川棚町	長崎慈光園	2.9.16.23.30	(金) 11:00
6月	上五島	新上五島町	石油備蓄記念館	12.26 13.27	(木) 14:00 (金) 9:30
7月	県央	諫早市	きぼうの里	4.11.18.25	(金) 11:00
8月	県北	平戸市	県北保健所	7.21 8.22	(木) 13:00 (金) 9:00
9月	県北	佐世保市	白岳学園	11.25 12.26	(木) 13:00 (金) 9:00
10月	県北	佐世保市	佐世保祐生園	3.10.17.24	(金) 11:00
11月	県央	川棚町	長崎慈光園	7.14.21.28	(金) 11:00
12月	県南	雲仙市	あけぼの学園	5.12.19.26	(金) 11:00
1月	県北	佐世保市	佐世保祐生園	9.16.23.30	(金) 11:00
2月	西彼	西海市	こざくら学園	6.13.20.27	(金) 11:00
3月	長崎	長崎市	潮見が丘学園	6.13.27	(金) 10:00

2 各関係機関の役割

各関係機関名	役割
県立保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域での年次計画のスケジュール管理 2 管内の障害者の歯科医療ニーズの情報収集と市町と連携して在宅障害者の受診ニーズの把握 3 必要に応じて、事前説明会の開催（各市町、障害福祉サービスを提供する施設や事業所、関係機関への地域の円滑な対応を図る、役割分担の確認等） 4 事業実施中の地域での調整、必要に応じて事業実施中の市町支援 5 管内の診療申し込み状況の把握
※対象地域外保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄内の市町へ情報提供 2 管内の障害者の歯科医療ニーズの情報収集と市町と連携して在宅障害者の受診ニーズの把握
市町	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への周知、治療が必要な障害児・者の把握 2 福祉の一環としての内容 （例）診療拠点までの必要に応じた移送について対応 3 診療申込書の受付窓口（在宅障害児・者分）、診療申込書のとりまとめ及び口腔保健センターへの申込み 4 所管保健所への診療申し込み状況の報告
※佐世保市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への周知、治療が必要な障害児・者の把握 2 福祉の一環としての内容 （例）診療拠点までの必要に応じた移送について対応 3 診療申込書の受付窓口（在宅障害児・者分）、診療申込書のとりまとめ及び口腔保健センターへの申込み
障害児・者施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用児・者の歯科医療へのニーズ把握 2 施設入所者の診療申込書のとりまとめ（入所施設のみ） →直接口腔保健センターへ申込 3 診療当日の受診者の移送（主として入所施設）
長崎県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 HP 等による周知 2 対象地域の市町社会福祉協議会へ事前の周知
市町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者への巡回歯科診療への情報提供 2 市町と連携した患者の移送について協力
長崎県歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者巡回歯科診療の実施 2 対象地域での障害者巡回歯科診療の実施と受診者ニーズの評価・検証 3 事前説明会での診療内容の説明（地域の障害者歯科協力医からの説明） 4 各郡市歯科医師会への周知等、地域協力歯科医への周知協力依頼 5 離島へ必要に応じた派遣等の対応検討、調整 6 その他障害者巡回歯科診療に関すること
県障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 年次計画の関係機関（障害者施設）への周知 2 HP 及び機会を捉えた事業の周知
県国保・健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定及び年次計画の関係機関（対象保健所、対象市町、対象施設、長崎県社会福祉協議会）への周知 2 地域からの情報収集をもとに県全体でのニーズの把握 3 関係機関への協力依頼 4 事業全体の管理、事業実施中の総括、その他運営に関すること 5 対象外保健所への文書通知、情報提供

3 周知について

(1) 県国保・健康増進課からの年間計画の周知先

- 市町 ○県立保健所 ○県及び市町社会福祉協議会 ○県及び市福祉事務所
- 拠点となる施設
- 回復期リハビリテーション病院
- 県教育庁及び特別支援学校
- 障害福祉事業関係団体
- 主に下記の障害福祉事業を運営する法人（※周知の希望が無いところ除く）

区分	障害児・者施設の種類
児童福祉施設等	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所
障害福祉サービス事業	生活介護事業所、療養介護事業所、自立訓練事業所（機能・生活・訓練宿泊型）、就労系サービス事業所、障害支援施設 等

※周知先として、下記の施設を除く

- ・長崎市と対象地域以外の関係機関（市町以外）、団体・施設
- ・こども医療福祉センター<肢体不自由児施設>（諫早市）：歯科の外来あり
- ・（福）聖家族会（諫早市）（みさかえの園等運営）：運営施設に障害者歯科診療施設有
- ・諫早総合病院(諫早市)：歯科口腔外科有
- ・特別支援学校のうち盲学校、ろう学校、長崎市と対象地域以外の特別支援学校
- ・視覚・聴覚障害、てんかん、断酒、奉仕、スポーツ等の関係団体

6 障害者協力医制度について（県歯科医師会が構築している障害児・者の歯科医療体制）

地域の障害者歯科協力医は、障害者歯科に関する相談や障害者巡回歯科診療のフォローを行っています。

長崎県障害者地域歯科保健システム

障害者歯科協力医制度要綱

1. 目的

長崎県下全域の障害者に対して、「いつでも、どこでも、だれでも最良の歯科保健医療を！」を目標に掲げ、満遍なく、公平で、より効果的な保健医療供給体制の充実を図り、障害をもつ人の障害の軽減や克服につなげ、ひいてはノーマライゼーションの確立のため、地域社会の障害者歯科保健医療を積極的に推進する。

2. 実施主体

- (1) 名称は、障害者歯科協力医制度（以下「協力医制度」という）とする。
- (2) この事業の運営は、長崎県歯科医師会地域福祉委員会（以下「地域福祉委員会」という）が行う。
- (3) この事業は、長崎県歯科保健医療部会専門委員会の合意の下で推進する。
- (4) この事業の事務は、長崎県歯科医師会事務局（以下「県歯事務局」という）が行う。

3. 構成

- (1) この事業は、長崎県歯科医師会障害者歯科協力医員（以下「協力医員」という）をもって構成する。
- (2) 協力医員は、本事業の主旨に賛同し、協力する長崎県歯科医師会会員から募集（公募）する。

4. 位置づけ

- (1) 協力医員は、長崎県障害者地域歯科保健医療システムに属する。
- (2) 協力医員は、長崎県口腔保健センター（県歯科医師会）の協力歯科医とする。

5. 任期

- (1) 協力医員の任期は、3年間とする。

6. 役割

- (1) 障害者の歯科診療
- (2) 障害者の歯科相談及び健診
- (3) 必要に応じて口腔保健センター（県歯科医師会）に照会し、円滑な診療確保に努める
- (4) 歯科巡回診療車、基幹病院との連携
- (5) 口腔保健センター（県歯科医師会）との情報交換及び研修
- (6) 地域福祉委員会へ実績報告書を提出する
- (7) その他

7. 対象者

- (1) 協力医制度の対象者は、県下の障害者とする。
- (2) 協力医制度に該当する障害者とは、障害者基本法（平成10年法律第110号）第2条の規定に該当するものをいう。

障害者基本法 第2条（定義）

この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

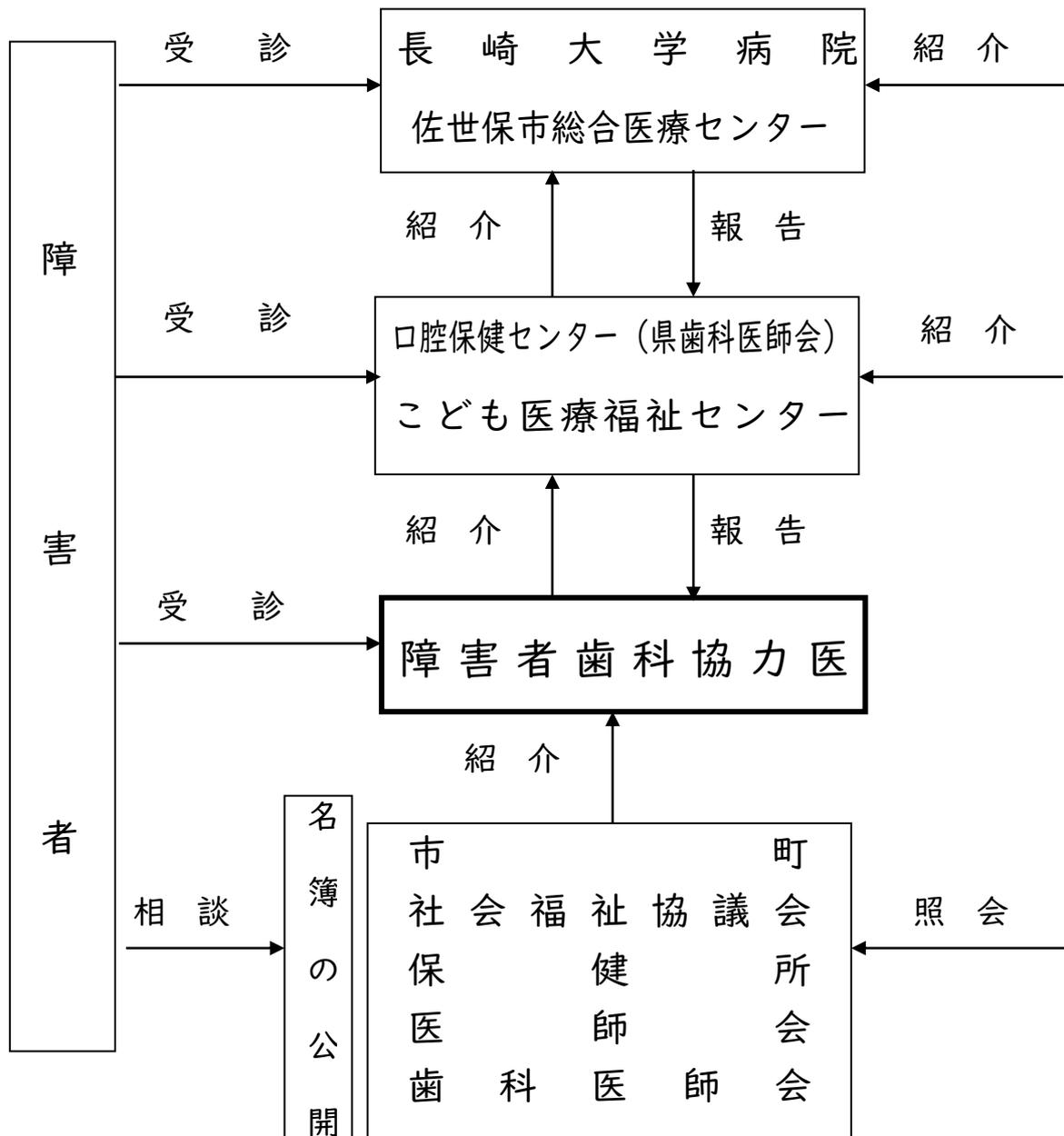
8. 受診経路

【図1】のとおり

9. その他

- (1) この要綱に定めるものの他、運営について必要な事項は地域福祉委員会で決定する。
- (2) この要綱は、平成 4年7月1日から施行する。
この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

長崎県障害者歯科協力医システム【図1】



(参考：障害者歯科協力医の検索方法)

・お住まいの近くの障害者歯科に関する相談や診療については、下記から調べることができます。

○長崎県歯科医師会のホームページ (<https://www.nda.or.jp/>) から検索ができます。

『長崎県歯科医師会』→『口腔保健センター』→『障害者歯科診療』

※郡市歯科医師会別に掲載されています。

※ご不明な場合は下記へお問い合わせください。

長崎県口腔保健センター (県歯科医師会)

〒852-8104 長崎市茂里町3-19 (長崎県歯科医師会館内)

電話 095 (848) 5970 FAX 095 (848) 5980 メール: senter@nda.or.jp